



平成 30 年 5 月 23 日  
北 海 道  
札 幌 管 区 気 象 台

## 土砂災害警戒情報発表基準の変更について

平成 30 年 5 月 30 日より、土砂災害警戒情報の発表基準を変更します。

北海道各（総合）振興局と札幌管区気象台・各地方気象台は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時行えるよう支援することを目的とし、また、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、土砂災害警戒情報を発表してきました。

今般、北海道と札幌管区気象台は、共同して、平成 8 年から平成 28 年までの過去 21 年間の災害の発生状況と降雨の関係を調査したうえで、土砂災害警戒情報の基準を見直し、変更することとしました。

基準を変更することで、より適切な時期に必要な市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村における避難勧告等の防災対応の判断及び住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

また、基準変更により、土砂災害警戒判定メッシュ情報<sup>\*</sup>についても、より適切な判定結果となるため、避難対象地域の絞込みを的確に支援できるよう改善されます。なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

### 記

#### 1 基準変更日時

平成 30 年 5 月 30 日 13 時

#### 2 基準変更範囲

北海道の全市町村（土砂災害警戒情報の基準設定のない滝川市、新篠津村、南幌町、妹背牛町、秩父別町、比布町、更別村を除く）

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先：

北海道建設部土木局河川砂防課 主査（土砂災害対策）

（電話：011-231-4111 内線 29-423）

札幌管区気象台気象防災部予報課 土砂災害気象官

（電話：011-611-6124 内線 437）